

身体的拘束最小限化のための指針（基本方針）

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の自由を制限し尊厳のある生活を阻むものであり、生活の質を損なう危険性を有しているため実施に関しては慎重に判断する必要があります。

HITO 病院では、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員ひとり一人が身体拘束による様々な弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き原則として行わないこととし、病院の基本理念に基づき患者中心の医療の提供に努めます。また、身体的拘束最小化がゴールではなく、取り組む過程で提起される課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組みます。

2. 基本方針

身体的拘束は、生活の質の低下、死亡率・院内感染・転倒リスクの上昇、入院期間の延長などさまざま身体的・精神的・組織的・社会的弊害があるため原則として行いません。緊急やむを得ない状況で安易に身体的拘束を行なうのではなく、身体的拘束を代替する方法がないか十分に検討し、やむを得ない状況をなくすことを組織一体となって努めます。

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、例外的に必要な最低限の身体的拘束を適正に行うことに努めます。

身体的拘束が必要な状況または継続する場合には、職員個々の判断ではなく、当該患者に関わる医師、看護師等、当該患者に関わる複数の職種や職員で検討し、医師が指示し、患者や家族への説明と同意を得て行うことを原則とします。

患者が緊急やむを得ない状況に至った経緯を身体的拘束の三原則（①切迫性②非代替性③一時性）をもとにアセスメントし、その行動の背景や要因を理解し早期に身体的拘束の解除に取り組みます。また、患者の尊厳保持と安全確保の間に生じるスタッフの倫理的ジレンマの軽減にも努めます。

3. やむを得ず身体的拘束を行う場合

身体的拘束は人間としての尊厳・権利を奪うものです。“本人の安全のため”という名目で医療者側の安心が基準になってはなりません。身体的拘束には弊害があり、メリットがデメリットを上回るときのみ実施することとします。患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、次の三つの要件を満たした場合に限り、例外的に必要な最低限の身体的拘束を行うことがあります。

・

◇**切迫性**：患者本人または他の患者の生命または、身体の危険がさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。

◇**非代替性**：他の方法を試みたうえで身体的拘束を行う以外に切迫性を取り除く方法がないこと。

◇**一時性**：身体的拘束が必要最低限の期間であること。（危険な行為が収まり、心身の安定が見られた時点で速やかに拘束を解除する見込みを含んでいること）